

○雲仙市リフレッシュセンターおばまの管理及び運営に関する規則

令和2年7月7日

教育委員会規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、雲仙市リフレッシュセンターおばまの設置及び管理等に関する条例（平成20年雲仙市条例第11号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、雲仙市リフレッシュセンターおばま（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び利用時間)

第2条 センターの休館日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、雲仙市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

休館日	利用時間
年末年始の休日並びに毎月29日、30日及び31日	平日（月曜日～土曜日） 10：00～21：00 日曜日及び祝祭日 10：00～18：00 12月～2月の日曜日及び祝祭日 13：00～18：00

(利用の手続)

第3条 条例第8条の規定に基づき、あらかじめセンター内で販売するプール利用券を購入し、又はスイミング会員、マシンジム会員、プール会員、トレーニング会員及びヒーリング会員として月額使用料を納付することで、これを利用の許可とみなす。

(使用料の減免)

第4条 条例第9条の教育委員会が必要と認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 市又は教育委員会が主催又は指定する事業若しくは行事として利用する場合
 - (2) 前号に掲げるもののほか、センターの利用を高め、かつ、公益的な効果が高いと判断されるもので、教育委員会が特に認める場合
- 2 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、雲仙市リフレッシュセンターおばま使用料減免申請書兼使用料減免額書（別記様式）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の申請書は、原則として利用する日の3日前までに提出するものとする。ただし、緊急の場合その他特に理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 教育委員会は、第2項の申請書を受理し、使用料の減免を認める場合は、雲仙市リフレッシュセンターおばま使用料減免額書（別記様式）を交付するものとする。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、別に定める利用心得を守り、係員の指示に従わなければならない。
- (2) センターの備品及び用具等を利用したときは、利用後、速やかにこれを原状に回復し、係員に報告しなければならない。

(盗難等による亡失)

第6条 盗難等による利用者の金銭、物品等の亡失については、教育委員会は、一切その責めを負わない。

(事故報告)

第7条 利用者は、センターの備品及び用具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(事故の責任)

第8条 利用者の不注意その他管理者の責めに帰することのできない原因による事故については、教育委員会は、その責めを負わないものとする。

(指定管理者による管理)

第9条 条例第12条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、センターの休館日及び利用時間を変更し、又は別に定めることができる。

2 条例第12条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第6条から前条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、別記様式中「雲仙教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

3 条例第12条の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者は、災害又は事故によって、当該施設、設備等が損害を受けたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別記様式(第4条関係)

雲仙市リフレッシュセンターおばま使用料減免申請書兼使用料減免額書

年 月 日

雲仙市教育委員会 様

申請者 住所
氏名 印
電話

雲仙市リフレッシュセンターおばまの利用について、下記により使用料の減免を受けたいので申請します。

記

利 用 目 的	
利 用 日 時	
人 員	
減免申請の理由	

年 月 日

様

雲仙市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった雲仙市リフレッシュセンターおばま使用料減免申請について下記のように減免します。

使 用 料 額	円
減 免 額	円
減 額 後 の 額	円

別記様式（第4条関係）